待機児童園（一時預かり保育）について

　待機児童園（一時預かり保育）は、保育所等（保育所、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育事業）への入所を希望したものの、保育所等に余裕がないため入所出来ない世帯のうち、市が定める利用条件に該当する場合に、保育所等に入所出来るまでの間、一時預かりにて保育をするものです。

１　待機児童園（一時預かり保育）の利用について

待機児童園（一時預かり保育）は、同施設で実施している小規模保育事業と異なり、**利用希望施設として利用申込書に記載することはできません。**

一時預かり枠の対象者は、各区子育て支援課から直接連絡のうえ希望の有無を伺います。

その時に居住区以外の待機児童園を選択することもできます。

２　待機児童園（一時預かり保育）の利用条件について

　次の項目のいずれにも該当する場合に限る。

1. ０～２歳児で、複数の保育所等への入所を希望したが、利用調整の結果、いずれの保育所等も利用出来なかった場合
2. 静岡市が特に保育が必要と認める場合

３　待機児童園（一時預かり）利用までの流れ

1. 保育所等の利用申込
2. 入園に係る利用調整会議の結果、いずれの保育所等も利用不可
3. 市が定める利用条件に該当する場合、各区子育て支援課から保護者に対し希望の有無の確認
4. 待機児童園（一時預かり）に係る利用調整及び内定者に対する児童面接
5. 待機児童園（一時預かり）利用のための必要書類提出（入園決定者のみ）

４　待機児童園（一時預かり保育）利用の際の注意事項

　待機児童園（一時預かり保育）の利用については、保育所等に入所出来るまでの間、一時預かりにて保育をすることを目的とする施設となることから、利用開始後も下記制限事項がありますので、内容を了承いただいたうえでご利用ください。

1. **待機児童園（一時預かり保育）に入園した後も、複数の保育所等を希望していただくことになります。**
2. **選考の結果、希望する保育所等のいずれかに入園が内定した場合は、その内定を辞退することはできません。**
3. **現在の「保育を必要とする事由」が変わり、変更後の「保育を必要とする事由」が利用条件を満たさなくなった場合にあっては、変更があった月の月末で退園しなくてはなりません。**
4. **「保育を必要とする事由」を証明する書類の内容（就労の場合：就業形態、就労場所、就労時間、復帰月など）に変更があった場合は、入園可否について再審査を行い、利用条件を満たさなくなった場合は、入園内定を取り消す、または変更があった月の月末で退園となる場合があります。**

５　その他

1. 保育を提供する時間は、午前７時から午後６時までの範囲内で保育を必要とする時間となります。

※午後６時以降は延長料金が発生します。

1. 利用者負担額（保育料）は、保育標準時間の金額となります。

※保育必要量が「保育短時間」の認定を受けている場合でも「保育標準時間」の金額です。